

変動金利の特約

吉備信用金庫（以下、「当金庫」という）との間で、株式会社ジャックス（以下、「保証会社」という）の保証による標記ローン契約を締結した者は、「個人ローン契約規定」に基づき当金庫から借入れたローン（以下、「この取引」という）の借入利率および返済方法等について、次のとおり同意します。

第1条（借入利率の変更の基準）

この取引の借入利率は、当金庫の短期プライムレートを基準金利として、基準金利の改定があった場合、その改定幅をもって引上げまたは引下げられることに同意します。なお、お申込日からご融資実行日までに基準金利が変更となった場合には、実行日現在の基準金利が適用されます。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、当金庫は基準金利に代え、一般に合理的と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

第2条（借入利率の変更および変更日）

1. 借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、基準金利の変更の都度行い、金利改定日における基準金利とその直前の基準日（借入日が直前の基準日以降の場合は借入日）における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。
2. 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、基準日の属する月の翌月の約定返済日の翌日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
3. 本条により利率が変更された場合、信用金庫は原則として変更後第1回目の約定返済日までに、変更後の返済予定表を送付し、返済予定表の送付をもって変更を通知したものとします。

第3条（元利金返済額の変更）

前条により、借入利率の変更があった場合は、返済回数、最終返済期限を変更することなく、毎回の元利金返済額を増減するものとします。

第4条（固定金利への変更）

この取引については、その最終返済期限前に固定金利型に変更しないものとします。

第5条（契約内容の変更）

1. 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く。）を変更する必要があるときは、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。
2. 当金庫は、前項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲載その他の方法により周知するものとします。
3. 前二項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2026. 4)